

## 第6章 医療

### 1 病院・クリニック

日本には病院、クリニックなどがあります。

かぜや軽いけがをしたときは、クリニックに行きましょう。重い病気やけがのときは、病院に行きましょう。

日本語が話せない人は、国際交流プラザの「外国人住民相談窓口」に相談してみてください。国際交流プラザの「外国人住民相談窓口」(P1)をみてください。

#### 1-1 受診科目 (病気やけがの内容)

内科	かぜや内臓の病気を治します。
外科	けがを治したり、手術をします。
小児科	赤ちゃんや子どもの病気を治します。
整形外科	骨、関節、筋肉などを治します。
眼科	目の病気を治したり、検査をします。
歯科	歯を治します。
産婦人科	女性だけの病気を治したり、赤ちゃんを産んだりします。



#### 1-2 病気になってしまったら

- 外国語の医療案内  
兵庫県医療機関情報システム  
外国語で対応できる病院を探します。



<http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

- NPO法人 AMDA国際医療情報センター ☎03-6233-9266  
英語、やさしい日本語 : 毎日 中国語 : 火曜日・木曜日  
韓国語 : 月曜日 タイ語 : 火曜日 スペイン語 : 水曜日  
ポルトガル語 : 金曜日 フィリピン語 : 月曜日  
ベトナム語 : 第2、第4 水曜日  
平日 10:00~16:00 (フィリピン語とベトナム語は相談のみ)

- 多文化共生センターひょうご ☎078-753-7440  
ポルトガル語・スペイン語・英語・日本語 : 金曜日 15:00~20:00  
(面談もできます)

## 2 医療保険

日本に住む人は国籍に関係なく「公的医療保険」に加入します。けがや病気で病院に行ったときのために、みんなでお金を出します。

病院に行ったときに自分で払うお金が少なくなります。

残りのお金は保険から出ます。

「公的医療保険」には、会社や事業所などの経営者や、そこに勤めている人が加入する「健康保険」と、自営業の人や留学生を含む無職の人などが加入する「国民健康保険」、75歳以上の人が入る「後期高齢者医療制度」があります。

三木市役所 医療保険課 ☎0794-82-2000  
健康福祉課 (吉川健康福祉センター) ☎0794-72-2210  
三木市役所 税務課 ☎0794-82-2000

### 2-1 会社などの健康保険

1週間に20時間以上働いて、毎月の給料が88,000円以上などの条件に合う人は、会社などの健康保険に入ります。

健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

健康保険に入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

#### ○ 保険料

会社が給料から引いて払います。

#### ○ 病院で払うお金

・0歳から高校生（高校生は入院費だけ）までは、無料（0円）です。

子ども医療費助成（P25）を見てください。

・70歳より若い人は30%

・70歳から74歳の方は20%（給料などの所得が多い人は30%）

### 2-2 国民健康保険

会社などの健康保険に入っていない人で、75歳より若い人は国民健康保険に入ります。

3か月より長く日本にいる外国人住民も入ります。「特定活動」の医療滞在のための在留資格など特別な資格を持っている人は、入れません。

- 保険に入る手続き
  - ・市役所の医療保険課で申し込みます。
  - ・引っ越ししたり、仕事を始めたら医療保険課に連絡します。



- 保険料
  - ・毎月払う保険料は、家族の数や所得などで違います。
  - ・市役所に家族の分をまとめて払います。
  - ・特別な理由があつて、保険料を安くしてほしいときは、市役所の税務課に相談してください。

- 病院で払うお金
  - ・0歳から高校生（高校生は入院費だけ）までは、無料（0円）です。
  - ・子ども医療費助成（P25）を見てください。
  - ・70歳より若い人は30%
  - ・70歳から74歳の人は20%（給料などの所得が多い人は30%）

## 2-3 後期高齢者医療制度

75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に入ります。

3か月より長く日本にいる外国人住民も入ります。「特定活動」の医療滞在のた  
めの在留資格など特別な資格を持っている人は、入れません。

75歳になれば、市役所の医療保険課から「被保険者証」が届きます。  
前に入っていた健康保険は使えません。

- 保険料
  - ・保険料は所得などで違います。
  - ・市役所に自分で払います。
- 病院で払うお金
  - ・10%
  - ・給料などの所得が多い人は20%から30%